



平成 28 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ブ ロ ー ド リ ー フ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 山 堅 司
(コード番号：3673 東証一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 企 画 本 部 長 羽 生 武 史
(TEL. 03-5781-3100)

元従業員による不正行為に関するお知らせ

この度、当社の元従業員による不正行為がなされていたことが判明いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社といたしましては、今般の不正行為を厳粛に受け止め、外部の専門家を含む調査委員会を設置して、徹底した事実関係の調査を行うとともに、今後の再発防止に向けて全社をあげて取り組んでまいります。

株主、取引先の皆様を始め関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 不正行為の概要

当社の社内調査により、当社の業務部に勤務していた元従業員が、当社が販売代理店に対して支払う販売手数料又は当社がシステムを販売した顧客からの旧システムの下取り金の支払処理に関して、これらの支払いに仮装して、当社と取引関係のない名義の口座に対する支払依頼書を作成して経理部に回付する方法により、当該口座に振込入金させていた事実が判明いたしました（以下「本件不正行為」といいます。）。

現時点までの社内調査では、本件不正行為は平成 18 年 5 月から平成 25 年 6 月に渡って行われており、不正送金額は合計で約 6,166 万円であることが判明しております。

しかし、当該元従業員は、社内調査の途中である平成 28 年 8 月中旬から無断欠勤を続けて所在不明となったため、平成 28 年 9 月 20 日付で懲戒解雇処分としています。そのため、本件不正行為の動機、当該元従業員と振込先口座との関係、振り込まれた金銭の行方等は現時点では判明しておりません。

2. 調査委員会の設置

社内調査では証憑類の確認と当該元従業員へのヒアリングを実施しておりますが、上記のとおり、その途中で当該元従業員が所在不明となっております。そこで、当社は、本件不正行為に関する事実関係並びに平成 28 年 12 月期業績への影響調査に加えて、発生原因の分析と再発防止策を検討するため、本日開催の取締役会において、以下のとおり、法律や会計に深い知見を有する外部専門家を加えた調査委員会を設置することを決議いたしました。

(1) 調査委員会の構成

委員長	常勤監査役	青木 伸也
委員	弁 護 士	藤津 康彦 (森・濱田松本法律事務所パートナー)
委員	公認会計士	大塚 晃 (株式会社プロキューブジャパン)
委員	公認会計士	松下 剛士 (株式会社プロキューブジャパン)

(2) 調査委員会の目的

- ①本件不正行為に関する事案関係の調査
- ②本件不正行為に類似する不正の有無の調査
- ③本件不正行為が当社の会計処理に及ぼす影響の調査
- ④発生原因の分析
- ⑤再発防止策の提言

3. 今後の予定

当社は、平成 28 年 12 月末を目途に調査委員会から調査報告書を受領する予定です。調査報告書を受領次第、速やかにお知らせするとともに、必要となる対応をまいります。また、当該元従業員は既に懲戒解雇処分としておりますが、民事及び刑事での責任を追及すべく、顧問弁護士と協議しつつ対応してまいります。

以上